

長期優良住宅法の改正に関するお知らせ

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、
令和4年10月1日から、認定基準等が変更されます。

① 建築行為を伴わない住宅の認定が可能に

(長期優良住宅法第5条)

建築行為を伴わない既存住宅の認定をするための認定基準が新たに創設されました。

② 省エネ等級(基準)の引き上げ

(国 告示)

- ・10月1日から、断熱性能がZEH水準（等級5 = $UA \leq 0.6$ ）に引き上げられます。
- ・また、1次エネルギー消費量性能はZEH水準（等級6）の基準を満たす必要があります。

改正前	変更	改正後
断熱等性能 等級4 (新築住宅) の基準に適合		断熱等性能 等級5 (新築住宅) 及び 一次エネルギー消費量等級6 (新築住宅) の基準に適合

※経過措置…令和4年9月30日までに性能評価機関へ確認書等を申請した場合は、令和5年3月31日まで市へ認定申請が可能です。

③ 耐震等級(基準)の引き上げ

(国 告示)

- ・10月1日から、壁量計算による場合は耐震等級3を満たす必要があります。

改正前	変更	改正後
・耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 等級2(新築住宅)の基準に適合		・耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 等級2(新築住宅)の基準に適合 (木造の壁量基準による場合は等級3)

※経過措置…令和4年9月30日までに性能評価機関へ確認書等を申請した場合は、令和5年3月31日まで市へ認定申請が可能です。

④ 様式の変更認定

(長期優良住宅法第5条 ほか)

認定申請書等の様式が変更されています。

(県や国等が公表する最新の様式を用いた申請書作成をお願いします)

様式ダウンロード
(県ホームページ)



【詳細情報確認等の問合せ先】

大村市役所都市整備部 建築課 指導グループ

電話番号:0957-53-4111(483)

FAX番号:0957-54-9595

大村市 建築課 長期

検索